

(別紙3－2) 生活援助従事者研修関係

## 講 師 の 取 扱 い

- 1 講師は、担当する科目に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てるものとし、具体的には長野県生活援助従事者研修講師要件（別表第3－2。以下「講師要件」という。）及び下記のとおりとする。
- 2 講師の経歴、国家資格、実務経験等を記載した講師一覧（参考8）、講師履歴（参考9）及び講師要件に該当する資格、研修修了証等の写しを提出すること。通信の添削担当講師についても同様とする。また原則として講師就任承諾書（参考10）を取り交わし、申請時に提出すること（内部講師は省略できる）。
- 3 研修内容に偏りが生じないように、講師の担当科目を定めること。
- 4 十分な指導体制を確保するため、長野県生活援助従事者研修講師要件（別表第3－2）中8－6から8－8まで、及び8－10の細目については、原則として受講生20名以上の場合20名につき助手を1名以上配置すること。なお、助手は原則として3年以上の介護実務経験を有する者とし（資格の有無は問わない）、講師に準じ助手の履歴書等を整備のうえ、申請時に提出すること。
- 5 講師出講確認書（参考11）を整備し、講師が署名（押印）することにより、講師の出講状況を明らかにすること。
- 6 実習指導者の資格要件等については、実習の取扱い（別紙2－2）を参照すること。

### 【講師要件】

- 1 講師は、質疑応答が可能なレベルであり、かつ、グループ討論方式を取り入れる場合には、的確な方向性を指示・指導できる経験、能力を有すること。なお、実技演習については、安全を確保した上で的確な指導ができるレベルであること。
- 2 有資格者の場合は、原則として資格取得後その資格を生かし5年以上の実務経験があること。
- 3 大学、短期大学及び介護福祉士養成学校等の教員（非常勤を含む。）については、実務経験は問わないが、その担当科目等により適任であると認められるものであること。
- 4 講師要件中「その他」に該当する者とは、例として、講師要件に該当する資格を有していないが、過去に介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1、2級課程、福祉用具専門相談員指定講習会等において同等の科目的講師を務めた経験が3年以上あるもの等のことをいう。その際は、講師履歴（参考9）にその旨を記載すること。